

第11回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 概 要

日時：平成17年10月7日（金）午後1時30分から
場所：日吉町 町民センター 大ホール

第 1 1 回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議概要

開催日時	平成 1 7 年 1 0 月 7 日(金) 午後 1 時 3 0 分から 午後 2 時 4 5 分まで
開催場所	日吉町 町民センター 大ホール
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	新田 一郎 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	谷 幸 委員 、 中川 晃 委員
公開・非公開の別	公 開
傍聴人の人数	1 1 名（うち報道関係 3 名）

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中	一二三	会長
岸上	吉治	副会長
仲村	脩	副会長
中島	三夫	副会長
奥村	善晴	委員
廣瀬	傳次	委員
浅野	敏昭	委員
箱田	博治	委員

< 2号委員 >

中川	圭一	委員
高橋	芳治	委員
井尻	治	委員
柿迫	義昭	委員
村田	憲一	委員
吉見	徳寛	委員
吉田	繁治	委員
長野	弘	委員
谷	義治	委員
中川	幸朗	委員
出野	敏	委員
古屋	正雄	委員

< 3号委員 >

上野	嘉雄	委員
滝村	尚史	委員
前田	三子	委員
田中	博	委員
牧野	修	委員
川勝	儀昭	委員
谷	幸	委員
中川	晃	委員
福嶋	利夫	委員
齊藤	進	委員
藤岡	裕英	委員
藤林	芳朗	委員
湯浅	満男	委員
吉田	紀子	委員
吉川	元治	委員
上原	正義	委員
大牧	義夫	委員
佐々木	智康	委員
中西	多嘉子	委員
末武	徹	委員
井上	忠司	委員

< 学識経験者 >

芳賀	徹	委員
佐藤	博一	委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長事務調整班班長	山脇 恵次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
総合調整班班長	伊藤 泰行
実施計画班班長	永口 茂治
組織・人事班班長	大野 光博
組織・人事班	塩貝 潔子
実施計画班	国府 諭史朗
事務調整班	吉田 恵
総合調整班	市原 丞
実施計画班	野々口 智司
事務調整班	八木 正司
総合調整班	塩内 公博
組織・人事班	福井 修

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	橋本 早百合
企画部会	西村 良平
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会 福祉事務所開設準備部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

1. 開 会

- ・ 事務局より配付資料確認

2. 挨拶 (成立報告含む)

《 野中会長 》

大変お忙しい皆さん、お集まりを頂きましたことに、まずお礼を申し上げたいと存じます。合併協議会も、いよいよ来年1月1日まで80日を切るという状態になってきたと思います。何はともあれ、協議会委員の各位の皆さんの熱心なご討議を頂く中で、一定整えができましたことに我々お礼を申し上げますと同時に、残されました80日足らずでございますが、皆さんと共によりよい状態を作り出して行くために、最善の努力をしていかななくてはならないというふうに思っております。本日はそれぞれ協議をお願いをし、ご報告をしなくてはならない問題等、今事務局から申し上げました対応を致しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3. 議 事

- ・ 協議会規約第10条第2項「会長は会議の議長となる」により野中会長が議長
- ・ 野中議長より本日の会議の議事録の署名人2名（谷 ^{みゆき} 幸 委員、中川 ^{あきら} 晃 委員）を指名

(1) 報告事項

報告第19号： 事務調整結果について【説明】

別紙資料に基づき、事務事業調整結果について事務局より説明。

協定項目10「特別職等の身分の取扱いに関する事」、調整項目1「常勤特別職の給料月額」は、平成16年7月28日・第3回合併協議会において調整結果のとおり決定し、平成17年1月26日・第8回合併協議会で各支所に参与を置くと決定した。その職務、任期、給与等は、平成17年8月25日・町長会で資料記載のとおり決定した。任期、給与、その他については、その他の特別職の件を勘案し、4年以内、月額650,000円とする。

協定項目16-1「各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事」、調整項目1「補助金の名称」、自主防災組織活動補助金については、現在日吉町と美山町で組織され対応されているが、平成16年10月20日・第6回合併協議会において、「一集落一団体として年間5,000円とする。」としていたが、複数の集落で構成される団体については、その上限額を20,000円とすることを、助役会で決定した。

協定項目19-6「消防団の取扱い」、調整項目4「組織・分団数」については、現在、4町、4団、21分団である。平成16年7月28日・第3回合併協議会にて、「新市発足をもって1団に再編する。分団等の組織は、新たに作成する消防計画に基づき調整する。」としたが、平成17

年8月11日の4町の団長会で、「南丹市消防団1団とし、現在の4消防団は、各支団として活動する。」と決定された。

協定項目21-1-⑨「バス交通対策の取扱い」、調整項目1「町営バス」について、平成16年9月30日・第5回合併協議会において、「(2) 美山町から園部町までの市営バスの運行について、合併後早期に運行する。」と決定されたが、その後美山町から「南丹市発足の18年1月からの運行を」と強い提起があった。これを受け、平成17年8月25日・町長会で、「現行の施設、人員等の中で、美山町から園部町までの18年1月からの運行に向けて手続きを進める。」ことと決定された。現在、担当部会等にて詳細検討中である。現行の日吉町営バス、園部町コミュニティバス（通称「ぐるりんバス」）などとの整合性を図りつつ、所要の手続きを経て、1月運行開始となるよう進めている。「南丹市全体としてバス運行のあり方について、早期にバス対策総合計画を策定する。」とする。

協定項目19-16「各種社会福祉事業等の取扱い」、分類3「高齢者福祉関係」、調整項目5「町独自の事業」の、「はり・きゅう・マッサージ施術に対する施術費助成」は、園部町が独自で、園部町に居住し事業を行う視覚障害者の施術所で、65歳以上の方が施術を受けた場合、1人1ヶ月1回を限度として、2,000円の助成を行う制度である。平成16年12月5日・第7回合併協議会にて「廃止する。」と決定されたが、平成17年3月18日、社団法人京都府視覚障害者協会船井支部の三療部員様より、園部町長宛、「事業存続の要望書」が提出された。それに対し園部町長より、「合併により弱者切捨てとなることについては、少々問題がある。検討をされたい。」との指示があり、担当部会で再度検討し、「園部町地域限定として、3年間の経過措置を設ける。」として助役会に諮ったところ、「こうした事業については地域限定すべきでなく、南丹市全域として所要経費も含め検討せよ。」と指示があり、検討の上、再度助役会に諮り、「全市域において、対象者・施術所・助成金等は、現行のとおりとして、3年間の経過措置期間とする。」と決定・確認し、平成17年8月25日・町長会で、弱者の立場を支える施策の継続発展をということで、「助役会確認のとおり」と決定された。

協定項目14「使用料及び手数料等の取扱いに関すること」、調整項目1「公益施設分担金」については、都市計画と関わり、教育施設・行政施設・清掃施設等、各種施設の分担金に対応するものとして、住宅開発業者が開発する際に、園部町が開発指導要綱に基づき徴収していた。平成16年9月30日・第5回合併協議会にて、「新市移行時に、調整し統一を図る。」としたが、国の指導により「開発者に過度の負担を与えないように」との通知があり、再度検討し、平成17年8月25日・町長会に諮り、「新市においては徴収しない。」と決定した。

全項目についての「事務事業調書」を、次回の合併協議会で提出する予定である。

報告第20号： 南丹市組織機構について【説明】

別紙資料に基づき、南丹市組織機構について事務局より説明。

本庁に部制をしき、総務・福祉・事業の3つの部門を課で細分化する。教育委員会等、他の行政機関も、本庁に配置する。

4月の合併準備局スタート後、再点検を行い、大きく変更した点について。1、総務部に合併調整室を新たに設置する。2、市では新たに生活保護業務を含めた関連業務が京都府から移管される

ため、専門職員による専門の事務所を設け、福祉事務所を福祉部から分離する。３、上下水道業務は本庁・支所、一体的な行政サービスが必要であり、事業部から分離し、水道事業所を新たに設置する。事務所は八木支所に置く。八木支所以外にも、担当職員を常備配置する予定である。４、都市計画関係業務については、新市建設計画にもあるように、将来、地域の核となる中心市街地の活性化施策を図る上でも、都市計画課を設置する。

南丹市組織機構図NO. 2の説明。１、各支所には、日常性の高い行政サービスを実施、住民参加・まちづくりの推進のため、できるかぎり従来の機構を継続する意味で、地域総務課、健康福祉課、産業振興課、建設課を設ける。それらを総合管理・監督するため、各支所に特別職の参与を支所長兼務で置く。２、教育関係については、当初支所内に教育分室を設けていたが、特に学校教育等については、方針・施策等を一体的に進めることを考慮して、支所には教育振興係の係のみ置くこととする。

職員の配置人数について、合併協議会発足当時の職員数４９４名が、平成１７年３月での退職・今後退職予定の関係から、現在把握では４６２人である。４町から新市の適正人数希望を聞き、組織機構の見直しによる修正の中で、現在の本庁・支所の配置人数は、本庁で市長部局、他の行政機関をあわせて１７９名、支所は、各町の状況の違いを加味し、園部支所８８名、八木支所７８名、日吉支所５２名、美山支所６５名、支所合計２８３名となる。今回、南丹市の新規職員採用試験も、現在準備中。試験は、１０月１６日に園部国際交流会館で行う。

今後は、この組織機構を基本に行政サービスを行う上で混乱が生じないように、本庁・支所で行う業務について具体化に検討する予定である。

報告第２１号： 南丹市参与の設置について【説明】

別紙資料に基づき、南丹市参与の設置について事務局より説明。

南丹市参与の設置は、「新市の事務所の位置に関すること」と組織機構の項目で議論し、最終各支所に特別職として参与を置くと、第８回合併協議会にて確認された。４月以降、参与の権限等について助役会を中心に検討を行い、８月２５日の町長・助役会にて最終確認された。設置目的は、４町対等による「ゆるやかな合併」を基本とし、合併時における行政課題への的確な対応や、住民不安を解消する役目を重点とする。

参与の職務は、各旧町域の地域振興に関する調整、市長への直接的な意見具申、市長と地域住民とのパイプ役、住民の相談役、旧町の積み残し事業の整理・調整を主なものとする。

参与の権限は、１、各支所区域における新市の助役と同等の権限を有し、市長に代わって行政事務を専行させること、２、市の予算のうち、支所にできる限り予算を計上し、一定の権限内で予算執行ができる権限を与えることとする。

参与の任命等について、参与は各町の町長・助役等、特別職であった者の中から１名ずつ選任し、１月１日に市長職務執行者が任命することとする。任期は４年以内とする。

報告第２２号： 南丹市の予算について【説明】

別紙資料に基づき、南丹市の予算について事務局より説明。

地方公共団体の翌年度の予算は、予算編成方針を首長が定め、その編成方針により各自治体が予

算編成を行うのが通例である。しかし、南丹市発足が年度途中であり、通常の発表時期より早期に通知することが必要となり、また南丹市の職務執行者についても未決定の時期の発表となる。4町長の連名で各町の所属長宛に平成17・18年度予算編成方針が通知されたので、本日報告する。内容については、4町合併の経過、新市建設計画の内容、今後の南丹市の財政状況、17年度予算は3ヶ月の予算となり、基本的には各町予算残部分の持ち寄りになる。18年度予算については、市長・市議会議員選挙の関係から、骨格予算となる予定である。予算の内容については、現在各部会・分科会を中心に、平成17・18年度共に要求作業中であり、10月中旬及び10月下旬をめどの提出として事務を進めている。

報告第23号： 庁舎改築について【説明】

別紙資料に基づき、南丹市本庁舎・園部支所の庁舎改築の進捗状況について事務局より説明。

南丹市本庁舎として使用する現園部町役場等の庁舎改築の計画を行い、園部町を代表町として総額4億5千万円あまりの庁舎改築予算を園部町議会に提案し、他3町は1億円の負担にかかる予算を各町議会に提案した。その後、現園部町役場1号棟・2号棟・現園部体育館を、南丹市本庁舎・園部支所とするための改築工事設計書の作成を行い、南丹市庁舎改築その1工事・その2工事の2工区として現在工事を進めている。両工事共予定通り進み、11月末にほぼ工事が完了し、期限の12月10日に引き渡す予定である。今後、工事の進捗にともない、事務備品の搬入、IP電話の設置、システム機器等の設置を進める予定である。

報告第24号： 今後のすすめ（スケジュール）について【説明】

別紙資料に基づき、南丹市発足までに必要な準備作業項目の進行予定について事務局より説明。

- 1、地方自治法施行令による市長職務執行者と、南丹市参与設置条例による参与の内定
- 2、4町職員の南丹市における内示
- 3、『南丹市くらしのあんない版』の4町全戸配布……以上3点は11月上旬
- 4、暫定的な特別職の内定……11月中旬
- 5、第12回合併協議会……11月下旬
- 6、本庁・支所間の備品等の移転作業……12月中旬
- 7、南丹市の発足日の開市式……平成18年1月1日
- 8、南丹市本庁・支所の業務開始式……18年1月4日
- 9、公職選挙法による市長・市議会議員選挙……合併後50日以内

(2) 協議事項

協議第135号： 「南丹市」市章選定について【説明】

・「南丹市」市章選定委員会、芳賀委員長・佐藤副委員長の紹介。

芳賀徹委員長は、京都造形芸術大学、芸術表現・アートプロデュース学科教授、京都造形芸術大学学長を務める。佐藤博一副委員長は、同大学情報デザイン学科教授を務める。

《 芳賀委員長 》

〔 挨拶 〕

ただいまご紹介頂きました、京都造形芸術大学の学長をしております、芳賀でございます。このたび、この南丹市、新しく発足する南丹市の市章の選定委員をお引き受け致しまして、皆様とお付き合いをしながら何回か委員会を開き、非常に活発に熱心に委員の方々もご発言頂き、ようやく決めることができました。これにつきましては、私のそばにおります佐藤博一教授も大変熱心に、佐藤さんはデザインの専門家で、プロフェッショナルでありまして、多方面に活躍しておりますので、その見識をフルに活用して非常に力強い助けを頂きました。今日最終の決定発表ということになるわけですが、どうぞ皆様ご賛同下さいますように期待しております。ありがとうございます。

・別紙資料に基づき、市章選定にかかる経過について事務局より説明。

3回の「南丹市」市章選定委員会を開催し、第1次選考から第3次選考を行い、応募総数799作品から5作品を選定した。その中から、最優秀賞1作品・優秀賞4作品を決定した。最優秀賞（市章採用）作品の決定の際には、専門的な知識・見地により、第3次選考で5作品を選考した芳賀委員長・佐藤副委員長から、市章採用作品とその理由を発表され、その後、発表された作品について、出席の市章選定委員、町長、議長、全員の同意を得て決定した。市章は将来にわたって使用するので、京都造形芸術大学情報デザイン研究センターに委託し、作品から市章デジタルデータ（マニュアル）の作成を行った。

・講評全文

《 芳賀委員長 》

今、こちらの隅のスクリーンに映っておりますのが、優秀作品として799点の中から選ばれた5作品でございます。799点というのは非常に数の多い応募であったというふうに思います。それからやはり、応募者の方々の中には、地元の園部町、八木町、日吉町、美山町それぞれからの応募が一番多かったのですが、それがだいたい半分近くで、あとの半分は日本全国から応募がありました。北は北海道から、南は沖縄はありませんでしたが熊本・鹿児島県からも応募がありまして、私などはちょっと驚きました。それだけ広範の地域から応募があったということ。そして、799点につきましては、選考委員会の我々2人の他に、8名の方がこの選考委員になられましたが、順次選んできまして、大変面白い選考の過程でありましたが、一種の投票をやりまして、だんだん絞っていきました。なにしろ、約800の中から50、20、10、5、1と選んでいくので、なかなか最終決定は難しゅうございました。

最後に残りました5点がここに映っておりますものであります。お手元に、この紙は皆さんのところにいっておりますか。一番上の左手にありますのが、10番のものでありまして、これはご覧になってわかりますように、南丹（NANTAN）の「N」の字をモチーフにしておりまして、それをうまくラップのように曲げて、その真ん中に丹を表す赤い玉、仁丹の丹ですね、それを配置してあります。これもなかなか勢いがあるって、上に伸び下に広がりという感じで、いいデザインであったと思っております。

それからその次、83番。そうですね、一般的にどういうわけだか、今回赤丸が入っている模様がとても多かった。ここには、5点選ばれた中では3つだけが赤丸を含んでおりますが、他にもたくさんございました。やはり南丹の丹ということを心になさっていたのか、それから4つの町が集まって1つのハートを持とうと、そういう気持を表現したのかと思います。この83番も、その丹の赤いお日様と、濃い薄いの違いがある波型の緑の、木の葉のような、山のような、あるいはお月様のような、水の流れの波のような、そういう模様が日の下に踊っているという感じで、なかなか力動感があり、形がよく納まって整っていると、なかなかいい作品だと思いました。それから、緑の濃いのと薄いのの取り合わせも具合よくできております。全体としてみると、山であり、波であり、月であり、お日様であり、しかも人が集まって、私の表現によりますと盆踊りを踊っているようなそういう感じもする。上の方がお母さんで下の方が子どもと、そういう感じもいろいろと読めまして、大変面白い作品であると思いました。それからその次が、青一色で、青紫一色で作られましたものでありまして、157番。今の83番申し忘れましたが、ひらがなの「な」の字を基本にしておりますね。ちょっとゆるやかに校正し直して「な」の字になっておりました。

それから157番の方は、一番最初と同じように「N」の字を真ん中に入れて、それを基本として、それを丸く囲んで作られております。これも83番と同じように、4つ町が集まるということで4本が下の方から上に、上の方から下へと流れ込んで、そしておのずから「N」の字を作っているという、なかなか洒落たマークでございます。そして色も1色ですっきりとしておりまして、なかなか悪くないなと思いました。

394番、これも非常に簡単な図柄であります。意外に力強くて、一見明瞭、上がお月様、太陽か、やはり南丹の「丹」であると思いますが、下に「N」の字をうまくあしらって、山にも見えるし、丹波の間を流れていく川の流れの様でもあるし、人が手を挙げて踊っているという感じでもありまして、これもいい模様だなというように思っておりました。私などは、これを非常に気に入って、これを通そうかと密かに思っていたのですが、そうも行かなかったようであります。色が今映っているのはちょっと薄くなっておりますが、下の赤い色が、赤というか、小豆色をもっと赤くしたような、なかなかいい色でした。それから、もう少し赤みを帯びた月で、わかりやすいし、いろいろなことをまねることが我々が容易にできるデザインだと思いました。

最後に702番、これは一見明瞭、南丹の「N」の字と、それから丹後の「丹」という形を組み合わせられておりまして、両方合わせていけば結局そういう形になろうかという、非常に究極の線まで簡略化して「N」と「丹」を合わせればこうならざるを得ないという一種の必然性を感じさせるという図柄であります。同じように赤い丸を配しておりまして、これみんな赤い丸を使うのは同じ一人のデザインの人が、1人の応募者がこの赤丸をつけているのかなあと思いきや、決してそうではなくて、いろんな人がこの赤丸を使っておりました。それが非常に興味の深いところであります。ただし、これはこう見ておきますと、なんとなくどっかで見てるような、どっかの電気器具かタクシーのマークですね、タクシーの屋根の上についているような、あれで見たことがあるような気がしまして、弱いかなという気が私はしておりました。京丹波町の町章がもうできておりますが、少し似ているところもあるということで、これは少し初めから弱い方かなと私は思っておりました。

しかしこうやって見ますと、最後に799点の中から残されましたこの5点というのは、それぞ

れに面白いし、それぞれにデザイナーが新しく発足する南丹市に寄せる期待、それから将来の南丹市側からの趣旨・説明をよく心得て工夫して下さったと思っております。

最後に、結局最優秀賞として、ここの市章の選考委員会が推薦しますのは、最初から2つ目の83番のものであります。5つを並べてみますと、やはり一番新しくて、斬新で他の市町村をいろいろ調べて頂きましたが、それと重なるところの一番少ないものでした。これは他の市町村だけではなくて、いろんな企業ですね、百貨店から酒屋さんから広告会社から、新聞会社から、タクシー会社から、放送局から、郵便局から、いろんなところを調査して頂きましたから、これと似たものが一番少ない、しかもさっきも言いましたように、力動感、ダイナミックなところと、それから優しいところと両方がありまして、改めて見ますと非常によくできたデザインであると思っております。波であり山であり、そして、左側の下にある濃い半円が三日月のようでもあり、それがお日様と合わさっている。高くなりゆるやかにうねって上に向って跳ねる、親子がそろって盆踊りをしている、川で泳いでいる、あるいは体操をしているというようにも見えまして、そうやっていろいろと読みを施していきますと、いろいろな解釈ができて、どれもプラスのイメージが強いものであってやっぱりいいだろうと、委員会ではこれを最優秀の市章候補とした次第でございます。このデザインなんかにつきましては、私はちょっと忘れてしまいました、大阪の人でしたか。私たちは、これを選ぶときは、誰が応募しているかというのはほとんど見ないで、絵柄の方だけ見てきましたので、どこの誰であるかという住所は知らずに選んでおりました。その点は、大変公平であったと思います。

この市章が今日この協議会で決定されるわけですね。これが決定されれば、誠に南丹市の将来にとっておめでたいことであると思ひまして、お喜び申し上げます。以上でございます。詳しいことにつきましては、こちらにデザインのプロフェッショナルがおりますので、佐藤さんに続けてもらいます。

《 佐藤副委員長 》

私が言うべきことも、ほとんど芳賀委員長がおっしゃってしまいましたので、あまり補足すべきことというのはないんですけれども、こういった市章・マークを選定する場合に最も重要なところは、まず、いろんな使われ方がされますので、それに適応される形態を持っているかどうか、非常に大きな問題です。そして、図形、いわゆるマークといっても、円とか有機的な曲線であったり、幾何形体を基にした図形であることには違いないのですけれども、それがマーク・市章といわれるためには、どれだけの象徴的な要素が入っているのか、その象徴的な要素ができるだけいい印象で、多様性に富んだものであればあるほど、意味合いというのはやはり深くなって参ります。そういった意味で、5点の第3次選考の結果、選ばれました5点の作品というのは、それぞれに象徴的な意味合いが込められているわけなんですけれども中でも、この83番の図柄が最も様々な見え方ができて、とても温かな感じもあって、普遍性に富んでいるのではないかと、他の4作品というのは、やはりどこかに類似性をもったマークが存在していました、ところがこの83番に関しましては、全国の自治体のマークを調査して頂いた結果、ほとんど似た形態が見つからなかったということもございまして、今後新しい南丹市の市章として相応しいのではないかとという点で、1点決定させて頂いたような次第です。以上でございます。

→ 全員賛成で協議会決定。

- ・別紙資料に基づき、最優秀賞・優秀賞の方を野中会長より発表。

最優秀賞（１点） 作品番号 ８３番：大阪府和泉市、^{ふかがわけかず}深川重一様。

優 秀 賞（２点）

作品番号 １０番：京都市山科区、^{おおたひとし}太田 仁 様。作品番号 １５７番：船井郡日吉町、^{てらだはつみ}寺田初美様。

作品番号 ３９４番：岩手県盛岡市、^{すずきひさし}鈴木久様。作品番号 ７０２番：東京都江東区、^{たてしてつひろ}立志哲洋様。

（３） その他

- ・ 第１１回合併協議会の会議録について
資料に基づき、事務局より説明

- ・ 第１２回合併協議会の日程及び議題

日時：平成１７年１１月２１日（月） 午後３時から、

場所：園部町 園部国際交流会館

４．閉 会

- ・ 仲村 脩副会長より閉会の挨拶（全文）

《 仲村副会長 》

〔 閉会挨拶 〕

それでは、第１１回合併協議会を閉じるにあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。秋本番を迎えまして、何かとお忙しい中、委員各位には本日ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。なお、先ほどは提案を致しました１議案につきご承認を頂きありがとうございました。また各報告事項について報告をさせて頂いたところでございます。

南丹市発足まで、あと８６日ということになりました。今日まで合併準備局の職員はもちろんのことでございますけれども、４町の職員全てが、誠心誠意この新市発足に向けて取組みを進めて頂いておりまして、事務調整をはじめ概ね順調に推移を致しておるというふうに思っているところでございます。合併の背景は様々ございましたが、合併はあくまでも住民のためのものでございまして、住民の皆さんに「合併してよりよい市が発足した。」というふうに実感をしてもらうために、また新市が掲げております「ふるさとに誇りと希望をもち、安心して暮らせる、“ぬくもりのあるまち”」としての施策を力強く進めていくためにも、あと残されました課題につきまして、委員各位のご尽力を賜るようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。今、１１月２１日に第１２回の合併協議会が開催されるというふうに決定を致しました。そのときのご出席を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせて頂きたいと思います。今日は大変ご苦勞さんでございました。

以上